

情 個 審 答 申 第 1 号

平成30年9月12日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長職務代理者 大 江 正 昭

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年12月27日付け、教政発第725号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成〇〇年〇〇月に熊本市内の高校において発生した事故に係る加害者の顛末書と添付書類、学校から熊本市教育委員会に提出された事故報告、被害者の事情聴取録、加害者の事情聴取録及び熊本市教育委員会の処分決定に係る伺いの文書に記録されている自己に関する個人情報の一部開示決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号。以下「条例」という。）に基づき、平成〇〇年〇〇月に熊本市内の高校において発生した事故（以下「本件事故」という。）に係る加害者の顛末書と添付書類、学校から実施機関に提出された事故報告、被害者の事情聴取録、加害者の事情聴取録及び実施機関の処分決定に係る伺いの文書に記録されている自己に関する個人情報を開示請求したことに対し、実施機関が個人情報一部開示（一部不開示）決定（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件処分の取消しを求めたものである。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成〇〇年〇〇月、勤務先の高校において同僚から暴力と暴言を受けたが、加害者の態度と当時の管理職及び実施機関の対応が納得しがたいため、現在も精神的苦痛が続いている。そこで、加害者の処分がどのように行われたのか開示請求をしたが、被害者本人が請求したにもかかわらず黒塗りの部分が多すぎる。情報公開は原則公開のはずであり、また、当事者の本人請求であることから不開示部分が最も少ないはずである。既に決着済みとなっている事案でもあり、行政の決定も含めて、ほとんどの部分は開示すべき情報である。原則公開の立場で文書の開示を求めるとともに、不開示となる部分についてはその理由をきちんと示すよう求める。
- (2) 被害者の利益にとどまらず、実施機関の処分決定に係る事実を正しく認知できるようにすることを求める。実施機関の処分決定に係る伺いの文書の全面不開示は、法令の趣旨に反する。

2 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第 15 条第 3 号の規定に基づく不開示について

実施機関の処分決定に係る伺いの文書として一部開示した文書のうち、実施機関が行

った処分等の意思決定過程に関する部分については、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあると認められるため不開示とした。

(2) 条例第15条第6号の規定に基づく不開示について

一部開示した全ての文書のうち、加害者の氏名、病歴、処分歴及び心情が記載されている部分並びに開示することにより加害者が特定されるおそれがある部分については、開示請求者以外の個人情報のうち、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると判断されるため不開示とした。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、本件事故に係る加害者の顛末書と添付書類、学校から実施機関に提出された事故報告、被害者の事情聴取録、加害者の事情聴取録及び実施機関の処分決定に係る伺いの文書に記録されている自己に関する個人情報（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件自己情報の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討した。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

実施機関は、処分等の意思決定過程に関する部分については、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあること、及び加害者の氏名、病歴、処分歴及び心情が記載されている部分並びに開示することにより加害者が特定されるおそれがある部分については、開示請求者以外の個人情報のうち当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあることを理由として条例第15条第3号及び第6号該当性を主張する。

当審議会では、本件自己情報の不開示部分について、まず、条例第15条第6号該当性を検討する。

条例第15条第6号は、開示請求のあった個人情報に、開示請求者以外の個人又は法人その他団体（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合で、開示することにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該第三者の権利利益を保護するため、開示しないことができることを定めたものである。「正当な権利利益を侵害するおそれがある」とは、個人のプライバシー、社会生活上の利益

及び経済的利益を侵害するおそれがあることをいう。

これを本件処分についてみると、本件自己情報の不開示部分には、本件事故の加害者に係る氏名、年齢、職務の内容、病歴、処分歴、心情、現在の勤務先及び実施機関が行った措置の意思決定過程に関する部分（加害者の行った暴力行為の内容や本件事故後の加害者の状況、加害者に対する措置の内容等）並びに加害者以外の第三者の氏名等が記載されている。

加害者の氏名はもとより、これらの本件自己情報の不開示部分が開示されることにより加害者及び加害者以外の第三者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、これらの者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

ゆえに、本件自己情報の不開示部分は全て条例第15条第6号に該当することから、同条第3号該当性を検討するまでもなく、本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長職務代理者	大江 正昭
委員	馬場 啓
委員	澤田 道夫
委員	魚住 弘久

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 12 月 27 日	実施機関から諮問を受けた。 実施機関から審査請求書の写しを受理した。 実施機関から弁明書の写しを受理した。 実施機関から反論書の写しを受理した。
平成 30 年 2 月 14 日	諮問の審議を行った。
平成 30 年 3 月 14 日	諮問の審議を行った。
平成 30 年 4 月 11 日	諮問の審議を行った。
平成 30 年 5 月 9 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 6 月 13 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 7 月 11 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 8 月 8 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 9 月 12 日	答申案の審議を行った。